

集客力向上促進事業及び商店街における新事業展開支援事業について

【補助率】 2 / 3

【補助対象事業】

(1) 商店街における集客力向上促進事業

- ①商店街振興組合等が例年より来街者の増加を図る事業を支援
〔事業例〕商店街等の集客力向上に資する提案型の事業（イベント事業等）
- ②コンテンツを起点とした地域経済の活性化を支援
〔事業例〕映画館のデジタル化

(2) 商店街における新事業展開支援事業

- ①空き店舗の取得等による新事業を支援
〔事業例〕空き店舗を取得又は賃借して実施する新事業
(テナントミックス・チャレンジショップ等)
- ②新事業を行おうとする者の育成を支援
〔事業例〕商店街振興組合等による新たな店主等人材育成事業
(起業家向け研修等、店主育成等)

【補助対象事業者】

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者（定款等により代表者、財産管理等の取扱いが整備されている者に限る。）

買い物弱者対策支援事業について

【補助率】 2 / 3

【事業例】

- ①買物困難地域への移動販売・宅配事業
- ②買物困難地域での店舗開設・運営事業（サテライト店舗、ミニ店舗の運営等）
- ③買物困難地域への移動支援事業（コミュニティバス等）
- ④その他、買い物弱者の生活利便性を向上させる事業

【補助対象事業者】

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等、特定非営利活動法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、民間事業者（定款等により代表者、活動内容、責任管理体制及び財産管理方法等の取扱いが明確に確認できるものをいう。）

【採択要件】

- ・ 2以上の事業主体の連携事業であること
- ・ 補助事業の実施場所は、高齢者等が徒歩で外出し、買物行為を行うことに苦痛を感じる、いわゆる「買物困難地域」と思われる地域を主な対象とする 等

※上記事業は、国会での平成22年度補正予算成立が前提となります。また、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。